

期末手当及び勤勉手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年10月19日学長裁定)

期末手当及び勤勉手当細則の一部を改正する細則

期末手当及び勤勉手当細則(平成16年学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第4条 給与規程第36条第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 出生時育児休業をしている期間(当該出生時育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である場合を除く。)</u>については、<u>その2分の1の期間</u> (新設)</p> <p><u>(4)～(7)</u> (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第4条 給与規程第36条第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3)～(6)</u> (略)</p> <p>(略)</p>
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 給与規程第39条第2項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 出生時育児休業をしている期間(当該出生時育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合</u></p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 給与規程第39条第2項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

算した期間)が1箇月以下である場合を除く。) (新設)

(4) ~ (14) (略)

(略)

附 則

この細則は、令和4年10月19日から施行し、改正後の第4条第2項及び第12条第2項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

別紙様式1~3 (略)

【改正理由】

新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。

(3) ~ (13) (略)

(略)

別紙様式1~3 (略)